

4泊5日以上（初年度は3泊4日でも可）の**子供の農山漁村体験及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動**※が、地方創生推進交付金の対象となり得ます。

※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動

対象となり得る事業

- 4泊5日以上（初年度は3泊4日でも可）の活動
- 小中高校の児童生徒が行う宿泊体験活動で、学校教育において行われるもの。
- 農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流し、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うもの。
- 関連して一体として取り組む地方創生に資する活動（下記参照）を行うこと

※従来から子供の農山漁村体験に取り組んできた地域においても、地方創生に資する活動に新たに取り組む場合には対象となり得る。

対象団体

都道府県、市区町村

助成期間

最大3年間

補助率

1/2（地方負担分については、地方財政措置の対象）

対象費目

左記事業に要する経費のうち、児童・生徒の参加費、委託費、外部人材招聘経費、研修費、会議費、備品費等
 ※他の国庫補助事業の給付を受けていないものが対象

交付上限額

都道府県：2.0億円 中枢中核都市：1.7億円 市区町村：1.4億円
 （上記は事業費ベース。国費ベースはそれぞれ1.0億円、0.85億円、0.7億円）

その他

- KPIの設定とPDCAサイクルの組み込みが必要。
- 対象となる事業は、自立性、官民共同、地域間連携、政策間連携の先導性要素を備える必要。

※地方創生推進交付金の対象とならない事業であっても、小学校、中学校の農山漁村体験等の取組については、地方財政措置の対象となる場合がある。

問い合わせ先（子供の農山漁村体験に係る地方創生推進交付金の活用）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 杉山、菊池、久保

TEL 03-6257-1413 or 1416

MAIL kids-taiken.t3i@cao.go.jp

関連して一体として取り組む活動例

- ① 送り手側地域において、受入れ地域との交流会や物産フェアを実施し、児童生徒が行った体験の内容や成果等を地域住民や保護者と共有する活動
- ② 地域の人材を発掘し、実地研修等を通じて、子供の農山漁村体験を含む体験活動等の地域活動をサポートする人材の育成・活用を図る取組

ex. 送り手側：教職員のサポートプランナーや補助員の育成・活用
 受入れ側：体験ガイドの育成・活用